

県央ネットやまなし 空き家対策分科会  
空き家相談セミナー等開催業務委託仕様書

1 業務名

県央ネットやまなし 空き家対策分科会 空き家相談セミナー等開催業務

2 目的

甲府市を連携中枢都市として連携自治体 11 市町から構成される、県央ネットやまなし空き家対策分科会において、共通の空き家対策について協議を行ってきた。

その中で、「空き家所有者の責任意識の醸成」が共通の課題であり、また、空き家所有者は、空き家所在地市町外にも多く居住されていることから、不特定多数が集まる大型ショッピングモールにおいて、空き家の発生予防や利活用に関する空き家相談セミナーを開催し、空き家所有者及び空き家所有者予備軍に対して空き家の今後について考えていただくキッカケを創出することで、空き家の発生予防や利活用を推進することを目的とする。

※空き家対策分科会を構成する自治体は次のとおり。

甲府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、北杜市、山梨市、甲州市、中央市、昭和町、富士川町、市川三郷町

3 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 1 9 日まで

4 業務内容等

(1) セミナー概要

- ・開催回数：2 回（それぞれ 2 部構成とする。）
  - 第 1 部 空き家の利活用等
  - 第 2 部 相談会（空き家対策分科会職員対応）
- ・講師：セミナー 1 回につき 1 名 講演時間は質疑応答を含め 9 0 分程度
- ・想定参加者数：セミナー 1 回につき 1 0 0 名
- ・参加料：無料

(2) 業務内容

業務内容は次に掲げる業務とし、その経費は、委託費用に全て含むものとする。

- ア セミナーの企画及び立案
- イ セミナー開催趣旨に基づく講師の手配、派遣（講師候補の提案は甲府市で行う）
- ウ 会場担当者等との打ち合わせ

- エ セミナー実施に関するチラシの作成及びデータの提供（詳細は5成果品を参照）
- オ セミナー実施に講師等が指定する必要な資料の作成、印刷及び配布
- カ セミナー実施における当日の会場（相談会のブースを含む）準備、設営、撤去（イス、机、パーテーションの手配、搬入、配置及び搬出を含む。また、イス、机、パーテーション等の備品については会場で借用しないで持ち込みで対応すること。

当日の搬入・搬出については、会場担当者等と打ち合わせをすること。）

- ① パイプ椅子 設営数 100脚（1回分）
- ② 長机 設営数 14台（1回分）
- ③ パーテーション 設営数 12台（1回分）

- キ セミナー参加者へのアンケートの実施・集計・分析（作成・印刷を含む。）
- ク セミナー実施後に事業の実施概要（開催日時、講師名、実施内容、アンケート結果、写真等）をまとめた報告書の作成及び提出
- ケ 適時委託者と実施に係る協議を行うこと。

## （2）開催場所

イオンモール甲府昭和（〒409-3852 山梨県中巨摩郡昭和町飯喰 1505-1）

- ・ 3階イオンホール（67.76坪）（224.46 m<sup>2</sup>）
- ・ 各市町のチラシ等紹介スペースを設置すること。

ただし、設置スペースがない場合は、この限りではない。

## （3）開催日等

令和8年11月の土日祝日のうちから1日と令和9年2月の土日祝日のうちから1日。

なお、開催時刻は14時前後とし、準備、片づけを含めて概ね5時間以内のセミナー及び相談会とする。

## （4）業務履行期間中の変更・追加

本業務の一部変更や業務に直接付随する事項等の追加が生じた場合は、その都度、甲府市及び受託者が協議の上、定めること。

## （5）業務の完了

本業務の完了は、本仕様書の委託内容に係る所定の業務の作業終了をもって、検査を実施し、合格した時をもって完了とする。

## （6）その他

本仕様書に定めのない事項については、甲府市及び受託者が協議のうえ、定めることとする。

## 5 成果品

本業務の成果品は次の通りとし、その提出にあたって受託者は甲府市の審査を受けなければならない。

成果品の著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に規定する権利を含む。）は甲府市に帰属するものとする。

なお、甲府市は構成自治体に成果品の提供及び使用等を許可できるものとする。

- (1) チラシ（A4 片面カラー） 電子データ（PDF ファイル）
- (2) 報告書（A4 縦） 紙 1 部及び電子データ（PDF ファイル）  
（令和 9 年 3 月 19 日まで）

## 6 注意事項

- (1) 受託者は、甲府市個人情報保護条例（平成 15 年 12 月条例第 4 2 号）を遵守し、本業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (2) 本業務を行うにあたり、第三者との間に著作権、肖像権等に関する紛争が生じないように受託者が責任を持って対応すること。
- (3) 成果品の所有権、著作権、利用権は甲府市に帰属するものとする。
- (4) 本業務より得られた成果品及び資料、情報等は、甲府市の許可なく外に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (5) 本仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の本業務については、その都度、甲府市及び受託者が協議の上、定めることとする。
- (6) 「講師謝礼（交通費含む）」、「印刷製本費」、「会場借上料」、「備品借上料」、「通信運搬費」等講演会等に係る経費については、委託料に含むものとする。
- (7) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (8) 本業務は、空き家対策分科会主催事業であるが、受託者の窓口は委託者である甲府市が担当する。

## 7 備考：構成自治体の役割

- (1) 講師の決定
- (2) セミナーの周知に関すること（周知用のチラシの作成は除く）
- (3) 会場準備、設営にかかる補助
- (4) セミナー当日の運営